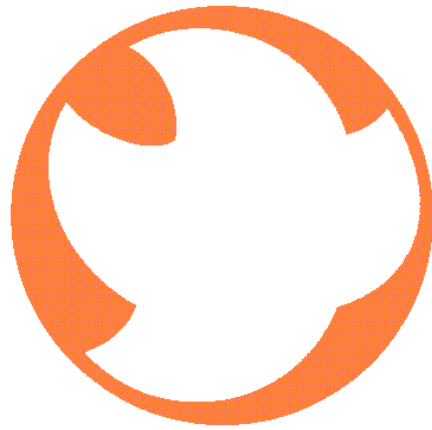


南木曾町公共施設等総合管理計画



平成29年3月

【 目 次 】

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的	1 P
2. 位置付け	1 P
3. 計画期間	1 P
4. 対象とする公共施設等	1 P

第2章 当町の現状

1. 人口推移	2 P
2. 財政状況	3 P
3. 人口推移を踏まえた財政状況の見通し	4 P

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題	5 P
2. インフラ資産の現状と課題	8 P
3. 公共施設の課題に関する基本認識	11 P

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針	12 P
2. 総合管理計画の具体的な取り組み	15 P
3. 総合管理計画の実行	16 P
4. 実行体制の整備	17 P

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

当町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより多くの公共施設を整備してきました。その結果、当町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政施設、義務教育を提供するための小中学校、南木曽会館や社会体育館などの多くの住民の方に利用される文化施設やスポーツ施設、また公営住宅など多岐にわたっています。

しかし、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や住民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共施設のあり方を改めて見直す必要性に迫られています。また、これまで整備してきた公共施設が老朽化してきており、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれます。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決するため、当町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化を図ると共に、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持するための基本的な方向性を示す「南木曽町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

2. 位置付け

基本方針は、最上位計画である「南木曽町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、「南木曽町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

3. 計画期間

総合管理計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であることから平成28年度からの30年間を対象期間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとします。

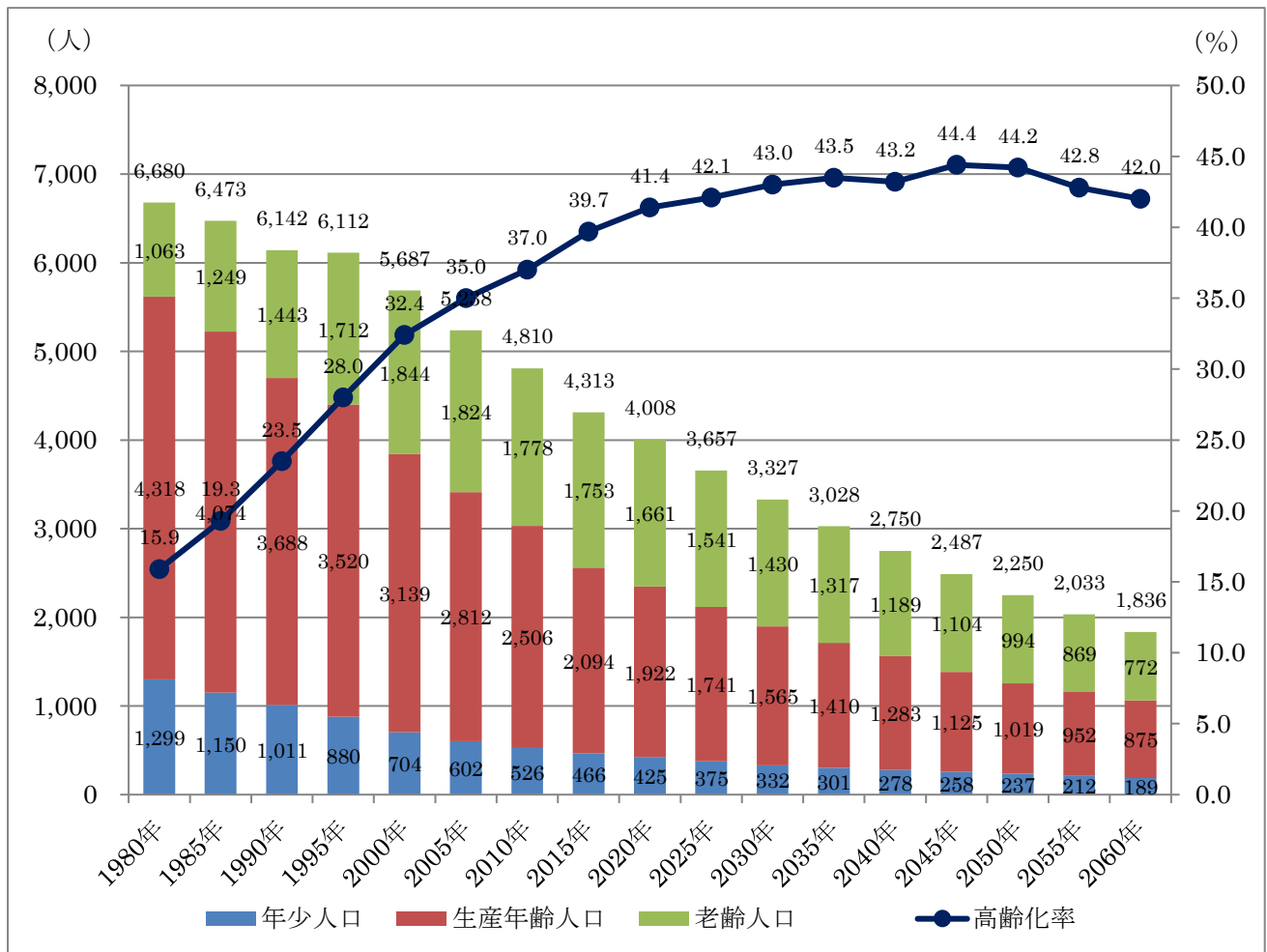
4. 対象とする公共施設等

総合管理計画において対象とする公共施設等は、公営企業会計に属する公共建築物、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等とします。

第2章 当町の現状

1. 人口推移

【図2-1-1 当町の人口推移と将来推計】

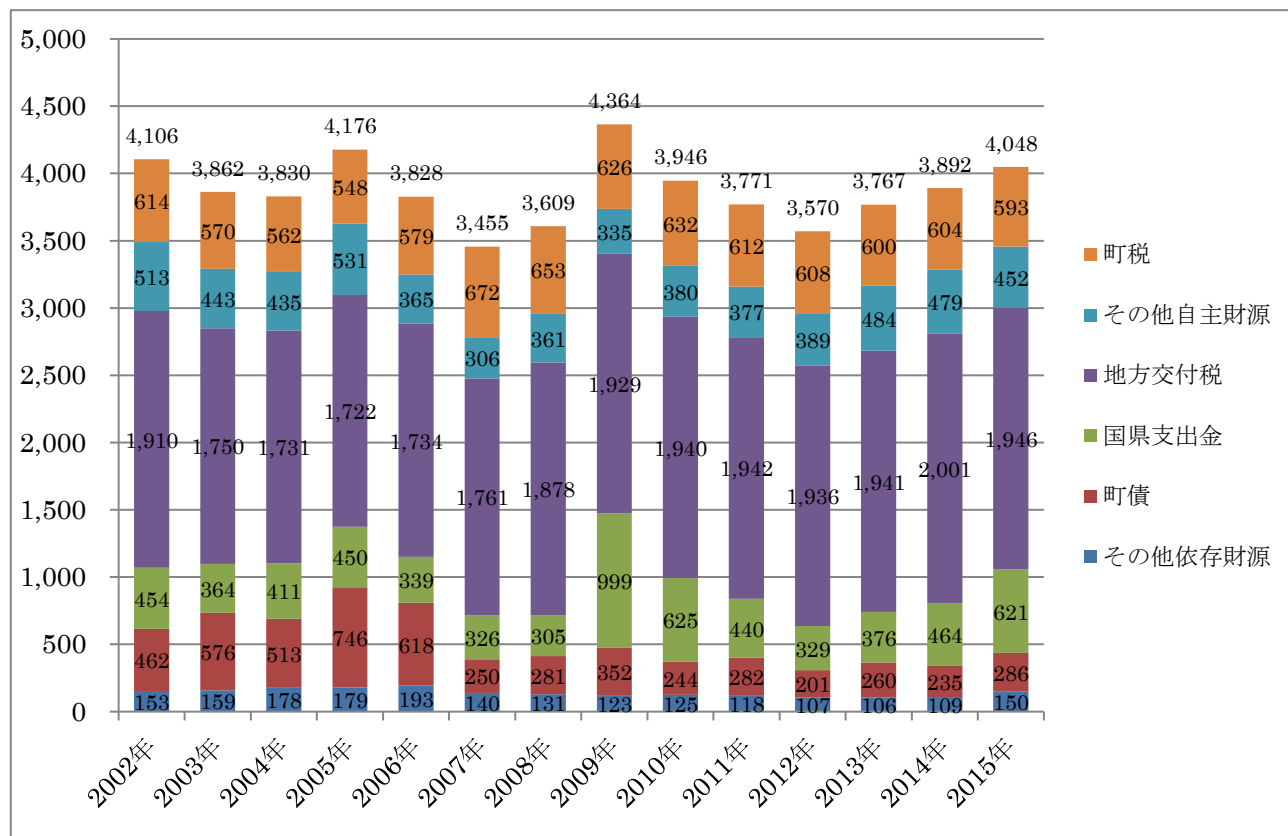


国勢調査に基づく人口の推移は、1960年（昭和35年）に10,771人を記録して以降、減少が進み、2015年（平成27年）には4,313人と55年間で6,458人減少（△59.9%）しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した試算によると2060年には1,836人まで減少すると推計されています。人口構成については、生産年齢人口（15歳～64歳）が大幅に減少し、少子高齢化がより進行するとされています。

2. 財政状況

(1) 歳入

【図2-2-1 普通会計における決算の推移（歳入）（単位：百万円）】

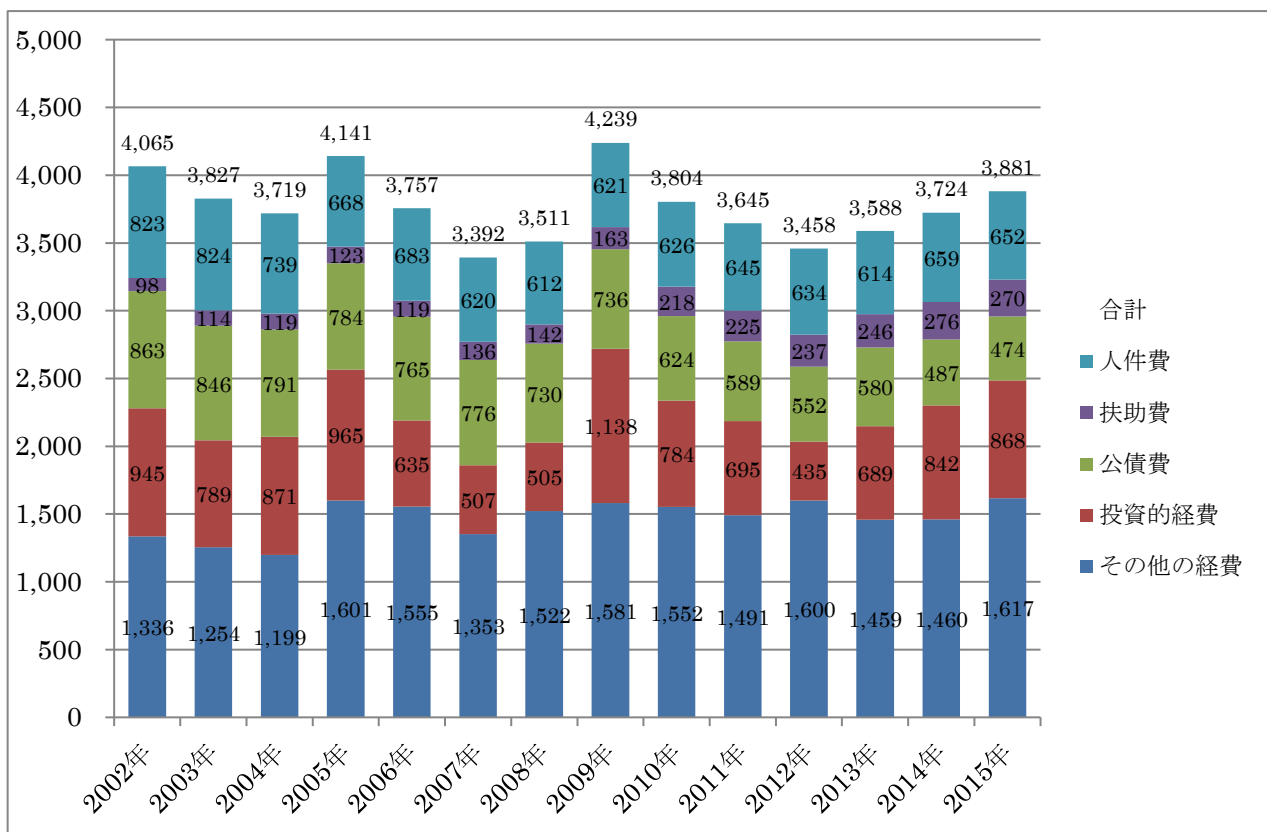


平成 27 年度（2015 年）における歳入総額は 40.5 億円です。その内訳は、依存財源で地方交付税が 19.5 億円と最も多く約 5 割を占め、次いで国県支出金が 6.2 億円となっています。

主な自主財源である町税収入は、5.9 億円で平成 19 年度（2007 年）の 6.7 億円をピークに減少傾向にあります。

(2) 歳出

【図2-2-2 普通会計における決算の推移（歳出）（単位：百万円）】



平成27年度（2015年）における歳出総額は38.8億円です。その内訳は、投資的経費が8.7億円と約2割を占め、人件費が6.5億円、扶助費が2.7億円となっています。

歳出の推移をみると、人件費は人員削減等の行政改革により減少しているものの、扶助費は国の施策の影響により年々増加傾向にあります。公債費は年々減少傾向で推移しています。

3. 人口推移を踏まえた財政状況の見通し

生産年齢人口の減少に伴い町税の減少が見込まれます。法人町民税は、今後は大きな経済成長を見込むことが難しい現状において税収増を期待することはできません。地方交付税は人口減により、求められる行政需要が減少するため減額となっていくものと考えられます。これらにより当町の一般財源の増額は期待できません。

また、歳出では、公債費は減少傾向にありますが、平成26年度からの投資的経費の増加により今後増加に転じる可能性があります。扶助費についても少子高齢化に伴い今後増加していくものと考えられます。

以上のことから当町の財政状況は今後より厳しいものとなっていくと考えられます。

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題

(1) 施設群別保有状況

総合管理計画が対象とする施設数は、平成28年3月末時点で205施設、総延床面積は49,830㎡であり、住民一人あたりでは11.6㎡（※）となっています。

施設群としては、学校教育施設（10,351㎡、20.78%）が最も多く、続いて公営住宅（9,008㎡、18.08%）となっており、この2つの群だけで全体の約4割を占めていることがわかります。

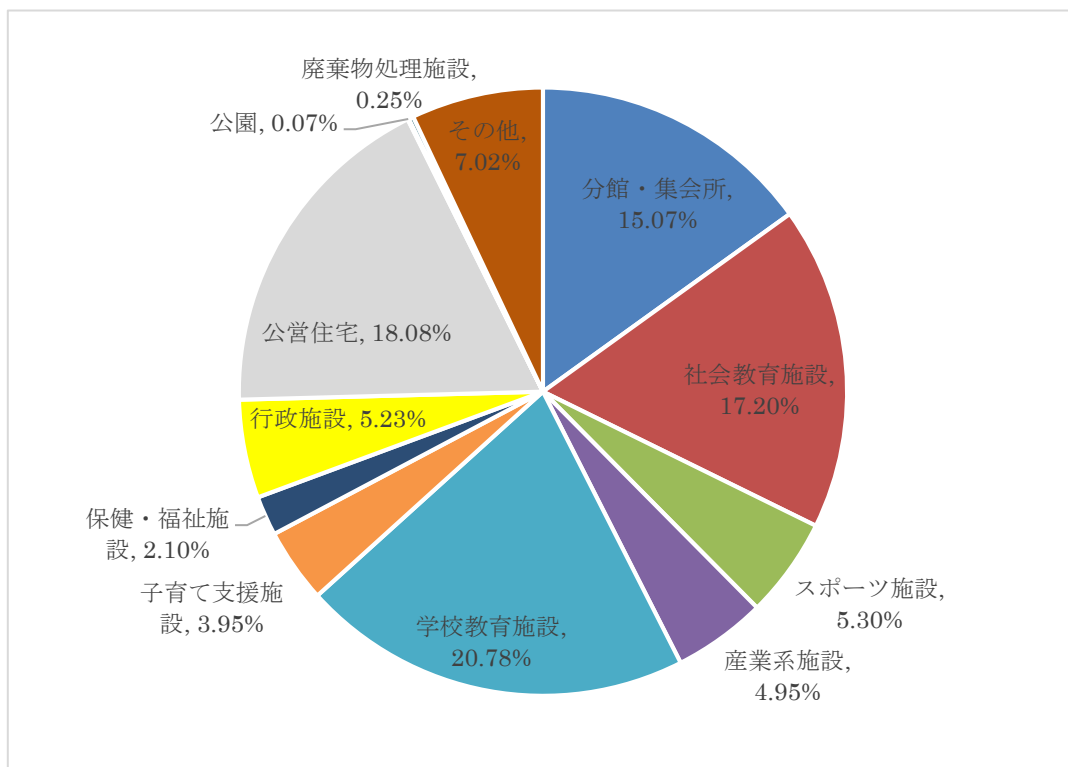
（※）住民一人あたり面積の算定にあたっては、平成27年国勢調査人口（4,313人）を使用。

【図 3-1-1 施設群ごとの面積、割合（平成 28年 3 月末時点）】

（単位：㎡）

分館・集会所(35)	7,509.90	15.07%	保健・福祉施設(2)	1,048.40	2.1%
社会教育施設(7)	8,572.96	17.2%	行政施設(3)	2,605.17	5.23%
スポーツ施設(2)	2,643.43	5.3%	公営住宅(82)	9,008.70	18.08%
産業系施設(16)	2,468.18	4.95%	公園(1)	32.00	0.07%
学校教育施設(2)	10,351.81	20.78%	廃棄物処理施設(1)	123.94	0.25%
子育て支援施設(3)	1,966.43	3.95%	その他(54)	3,499.58	7.02%

() 内は施設数



(2) 築年別整備状況

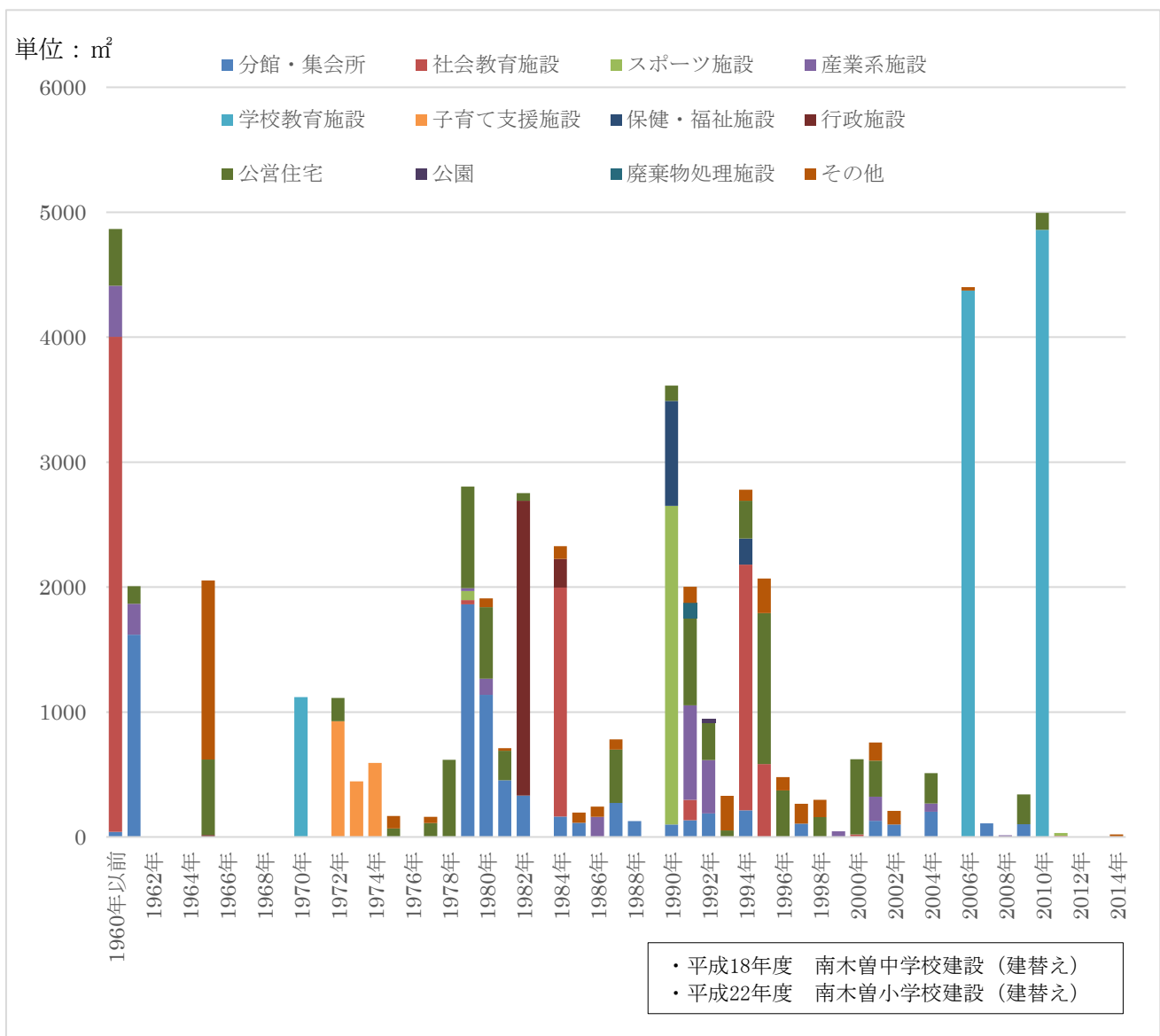
読書村、吾妻村、田立村が合併して南木曾町となった昭和36年ごろ、当時小学校であった現在の社会教育施設や分館が多く整備され、その後、昭和40年代から平成初期にかけて、役場庁舎、保育園、各地区の集会所、公営住宅等が順次整備されてきました。現在、建築からの平均経過年数は30年となっています。

これまでの公共建築物の建替えは、建築後40年から50年程度で更新されてきました。

すでに建築後40年を経過している施設（昭和50年（1975年）以前に建築した施設）は、12,366㎡、全体の25% となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年（1981年）6月以前に建築された施設は18,568㎡、全体の37%となっています。このうち17%は耐震改修を行っており、昭和56年（1981年）以降に建築された建物についても、順次耐震診断を行いながら、必要に応じて耐震改修を行っています。

【図 3-1-2 年度別整備延床面積】



(3) 課題

前述のとおり、当町の公共建築物は、今後急速に老朽化が進行していきます。これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内で計画的かつ効率的に対応していく必要があります。

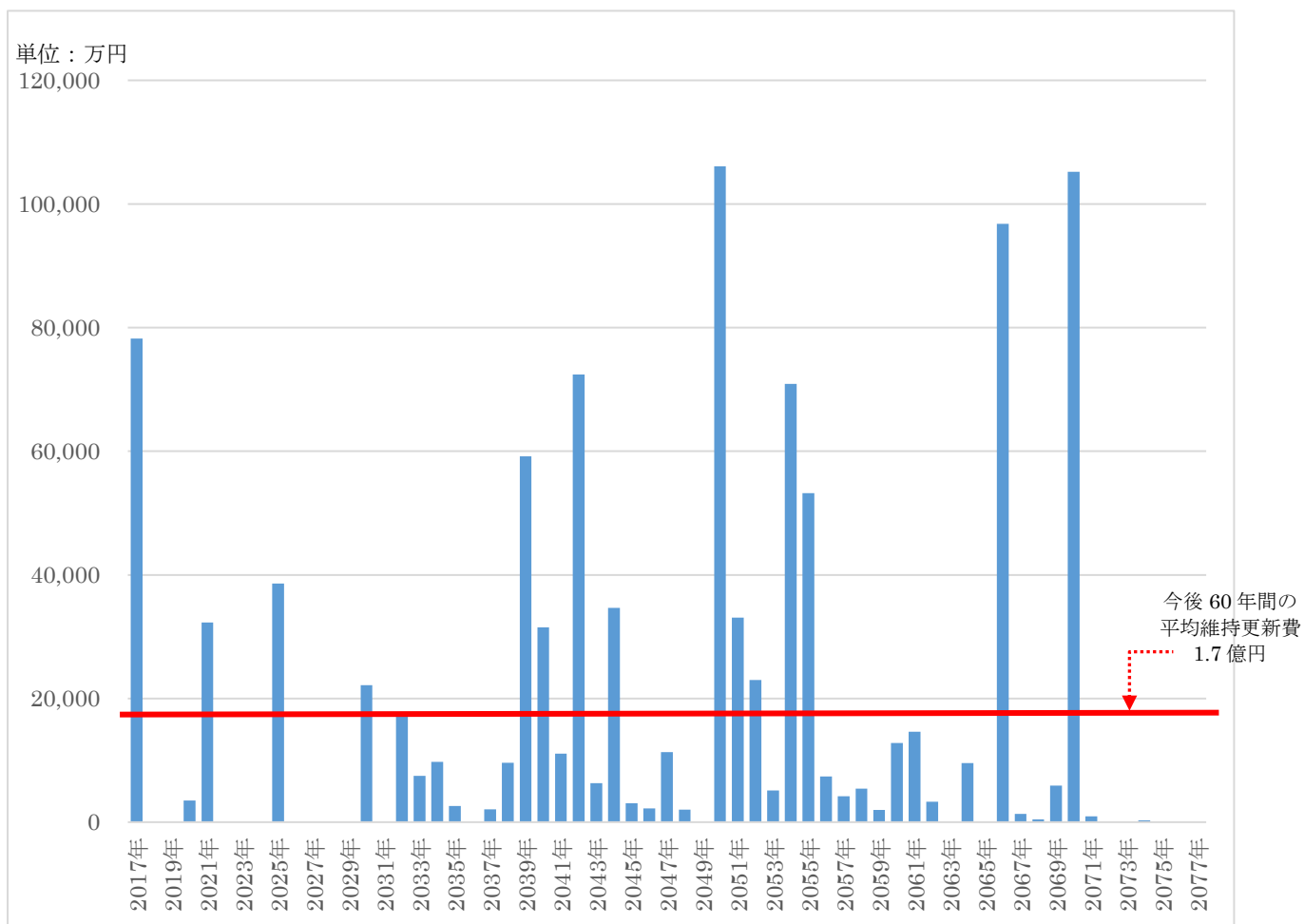
以下の前提条件のもと、今後60年間に要する維持更新費を試算すると、総額で約101.94億円（年平均で約1.7億円）となります。

更新する建物が重なってしまった年は維持更新費が膨大となり財政に与える負担が非常に大きくなります。

<前提条件>

- ・ 現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。
- ・ 建替え更新周期は60年周期とする。
- ・ 維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む。
- ・ 2017年（平成29年）以前の建物で更新していない建物は2017年に含む。

【図 3-1-3 今後60年間に要する維持更新費と支出可能予測維持更新費】



2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

インフラ資産は、生活および産業の基盤となる公共施設であり、住民生活や地域の経済活動を支えてきました。

① 道路

現在、南木曾町が所有する道路の状況は、次のとおりです。

平成26年度には道路ストックの総点検を実施し、主要道路等の路面状況、法面状況を確認しましたが、老朽化による劣化・破損が避けられない状況にあります。現在、日常のパトロールや点検により、道路路面・法面の破損箇所の補修を部分的に行い、破損の大きい箇所については、点検結果に基づき計画的に修繕を実施しています。

【表 3-2-1 道路保有量（平成28年3月末時点）】

区 分		数 量
道 路	延長	160 km
	面積	653,435 m ²
農 道	延長	20 km
林 道	延長	35 km
延長合計		210 km

【表 3-2-2 地区別道路保有量（平成28年3月末時点）】

地 区	延 長	地区別人口	人口1人当り道路延長
読 書	102 km	2,053 人	0.049 km
吾 妻	65 km	1,339 人	0.048 km
田 立	43 km	925 人	0.046 km

【参考】 道路における今後60年間に要する維持更新費（試算）
総額 428.75 億円（年平均 7.14 億円）

② 橋梁

現在、南木曾町が所有する橋梁の状況は、次のとおりです。

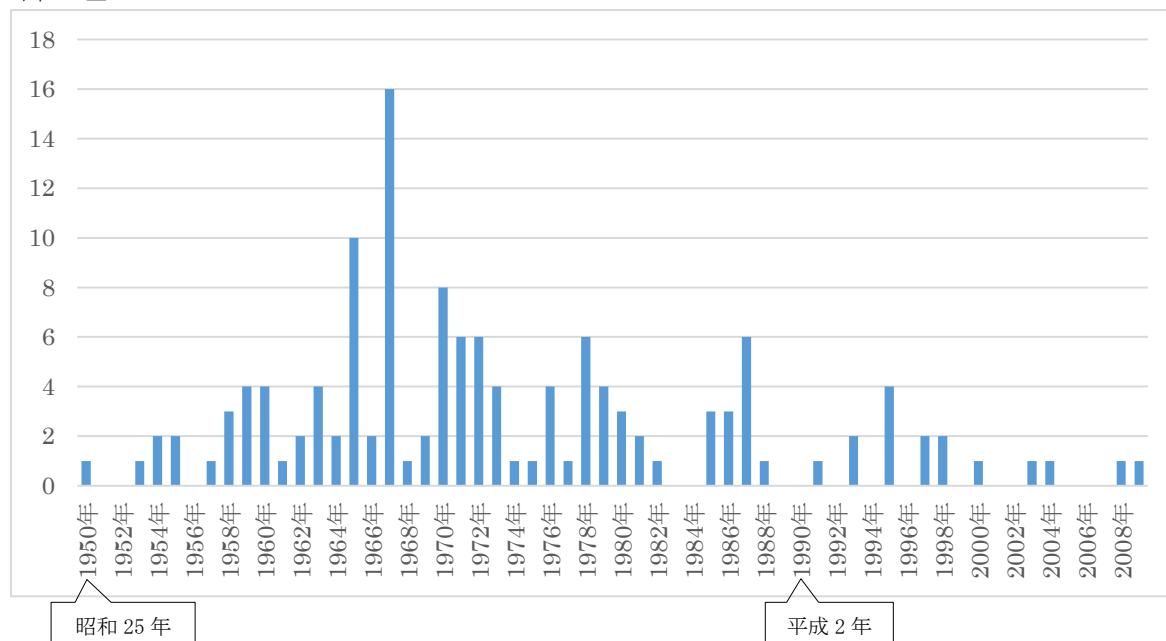
平成23年10月策定の「南木曾町橋梁長寿命化修繕計画」により、本総合管理計画の個別計画として独自に長寿命化を計画しており、全橋梁227橋のうち、重要でなおかつ劣化・損傷の進行した橋梁145橋を計画の対象にしています。

【表 3-2-3 橋梁保有量（平成28年3月末時点）】

区 分	橋梁総数	うち計画対象数
橋 梁	227	145

【表 3-2-4 橋梁長寿命化修繕計画の対象橋梁の年度別架設数】

単位：基



【参考】 橋梁における今後60年間に要する維持更新費（試算）
 総額27.38億円（年平均0.45億円）

③ 上下水道（農業集落排水処理施設を含む）

現在、南木曾町が保有する上下水道施設の状況は次のとおりです。

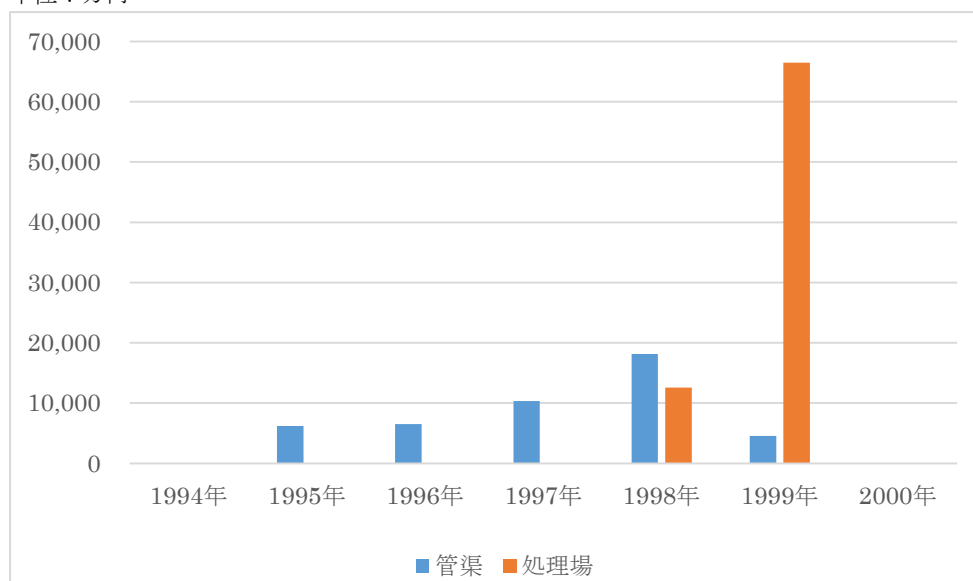
上下水道施設については、維持更新・管理を計画的に行うため、平成 28 年度に経営戦略を策定しました。下水道施設については、既に平成 27 年度に「南木曾町妻籠クリーンセンター再構築基本設計（長寿命化計画）」を策定し、処理場の長寿命化を計画していますが、今後新たに、上水道（簡易水道）施設については「アセットマネジメント計画」、下水道施設については「ストックマネジメント計画」、農業集落排水施設については、「機能診断・最適整備構想」を順次策定する予定です。

【表 3-2-5 上下水道施設保有量（平成28年3月末時点）】

区 分		数 量
上 水 道 (簡易水道)	管路延長	83 km
	浄水場	4 箇所
	配水池	12 箇所
下 水 道 (特定環境保全公共下水道)	管路延長	7 km
	処理場	1 箇所
農業集落排水処理施設	管路延長	14 km
	処理場	1 箇所

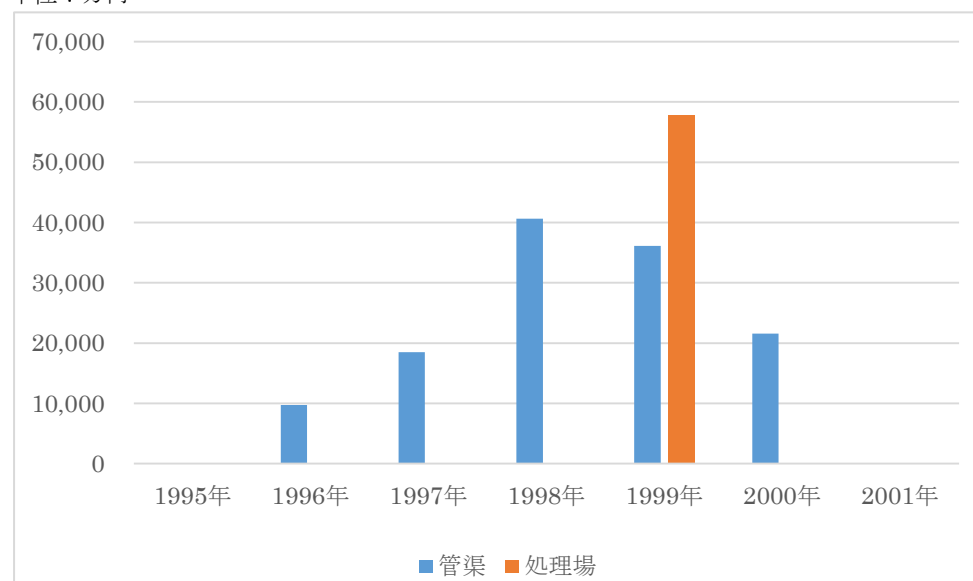
【表 3-2-6 下水道施設の年度別整備費】

単位：万円



【表 3-2-7 農業集落排水処理施設の年度別整備費】

単位：万円



【参考】

上水道事業費：総額 99.98 億円（管渠： 68 億円 浄水場：31.98 億円）
 下水道事業費：総額 12.48 億円（管渠： 4.57 億円 処理場： 7.91 億円）
 農集排水事業費：総額 18.45 億円（管渠：12.66 億円 処理場： 5.79 億円）

(2) 課題

当町のインフラ資産のうち、橋梁などの構造物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

これらのインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

3. 公共施設の課題に関する基本認識

(1) 公共施設の老朽化

当町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 40 年代後半から行政系施設や公営住宅が集中的に整備され、その多くが今後 20 年の間に耐用年数を迎えることとなり、老朽化や耐震化の問題に直面しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年以前に整備されたものは 37%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(2) 公共施設の更新時期の集中およびその他施設やインフラ資産の更新

現在当町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後 60 年間の更新費用の総額は約 689 億円で、試算期間における平均費用は年間約 9.8 億円となります。特に今後 20 年の間に大規模改修や建替えが集中しており、年度によっては多額の更新費用が見込まれます。加えて、普通会計建物以外のその他施設やインフラ資産についても更新が必要となるため、それらを加味した上で、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

(3) 公共施設にかけられる財源の限界

生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となります。さらに、大規模修繕なども必要となります。このように、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針

(1) 基本方針

少子高齢化、人口減少による過疎化、産業経済の衰退等により当町の財政状況は依然厳しく、また公共施設を取り巻く環境も大きく変化する中、当町が保有する適正な公共施設の量を検証し、効果的な修繕・建て替えや施設の再編を行っていく必要があります。

今後の公共施設のあり方については、私たち現世代の受益だけではなく、次の世代に大きな負担を課さないよう、早急に検討していかなければなりません。

については、当町における今後の施設の維持管理・更新に係る基本的な方針を次のとおり定めることとします。

【基本方針1】

総資産量の適正化

- ◆公共施設のあり方や必要性について、安全性はもちろん、住民ニーズや必要性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、将来の人口や年齢構成などを見据え、適正な施設保有量を実現します。
- ◆公共建築物については、人口減少や厳しい財政状況等を十分に考慮し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を図ります。また、インフラ資産については、住民生活における重要性及び施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ります。

【基本方針2】

長寿命化の推進

- ◆今後も保有していく公共施設については、これまでの事後保全から定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を行う予防保全への転換をすすめ、長期にわたる安心・安全なサービスの維持に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【基本方針3】

民間活力の導入

- ◆民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、サービス水準を維持しながら財政負担の軽減と効率的な維持管理に努めます。

(2) 分野別の方向性

基本方針を踏まえ、総量縮減に向けた種別ごとの取り組みの方向性については下記のとおりです。

【公共建築物】

種 別	今 後 の 方 向 性
分館・集会所	<ul style="list-style-type: none"> ◆分館は、公民館活動や福祉事業での活用など地域のコミュニティーの拠点であり地域防災の拠点ともなっていることから、継続的に維持・管理を行う。 ◆集会所は、災害時の避難所としての位置付けもあることから使用区と協力しながら継続的に維持・管理を行う。
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用・コスト・老朽化の状況等を見極め、機能を維持しつつ利用頻度の低い施設については用途変更や廃止も含め検討する。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋内・屋外スポーツ施設については、立地条件や利用実態、老朽化等、総合的に判断したうえで、計画的に長寿命化を図る。
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆商工施設については、立地条件や利用実態等を総合的に判断したうえで、用途変更や廃止も含め検討する。 ◆農林施設のうち、地域等が主体となって運営されている施設は、可能な限り利用主体への譲渡を進める。 ◆その他の産業系施設のうち、利用頻度の低い施設については廃止を検討する。
学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校施設の老朽化に対し、良好な教育環境を維持するため、計画的に長寿命化を図る。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育所のあり方については、園児数の状況をふまえ、より良いサービスを提供できるよう検討する。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業者等により自立して運営されている施設については、民間譲渡を進める。 ◆民間事業者等によるサービス提供が困難な部分を補完する形で、施設を維持・保有する。
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆役場庁舎は、いずれ建替えを行わなければならない施設であることから、当総合管理計画に定める基本方針を踏まえてその手法について今後検討する。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆町営住宅の必要性を明確にしたうえで総量の縮減を図る。 ◆良好な住環境を維持するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に長寿命化を図る。 ◆老朽化した施設は、公営住宅長寿命化計画に基づき廃止する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ◆立地状況や利用実態など、総合的に判断したうえで、計画的に長寿命化を図る。 ◆稼働率、利用者数が著しく低い施設は、原則更新しない。

廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画的な維持・補修により長寿命化を図る。 ◆維持管理・運営等について、民間委託の拡大を図る。
その他 (普通財産含む)	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営・維持管理等に関する民間委託の拡大を図る。 ◆民間事業者等により自立して運営されている施設は、可能な限り、利用主体へ譲渡する。 ◆必要性を再検討し、運営の見直しや統廃合を進める。 ◆老朽化した施設は原則廃止する。 ◆危険性が認められる未利用の施設については、撤去する。

【インフラ資産】

種別	今後の方向性
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路のうち重要路線については、「予防保全」型の対応とする。 ◆定期的に舗装・法面・道路付属物などの劣化、損傷状況の点検を行い、舗装修繕計画に基づき、計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ◆道路の日常パトロールに加え、定期的な路線状況の調査業務を実施し、結果及び補修履歴等のデータを蓄積し計画的な維持管理を行う。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期的な点検の実施による劣化状況の確認を行い「予防保全」に努める。 ◆「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。
上水道 (簡易水道)	<ul style="list-style-type: none"> ◆人口動態（人口減少等）を考慮に入れた老朽管路・水道施設の更新及び長寿命化、強靱化による地震等の災害時の安定的な稼働と供給に努める。 ◆経営戦略の見直し、アセットマネジメント計画の策定など、水道施設全体の計画的な維持管理、施設更新計画と適切な運営に努め、中長期的な視野に立った経営の健全化を図る。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道については、経営戦略の見直し、ストックマネジメント計画の策定、農業集落排水処理施設についても、経営戦略の見直し、機能診断・最適整備構想を策定するなど生活排水処理施設の計画的な維持管理、施設更新計画と適切な運営に努め、中長期的な視野に立った経営の健全化を図る。 ◆今後の整備・更新にあたっては建設コスト、維持管理コストを精査するとともに、将来の需要見通しを含め、施設規模の妥当性を評価、検討した上で慎重に判断する。 ◆管路については、定期的な点検計画を策定し、道路陥没の予防や老朽化したマンホール蓋の交換等、安全管理の徹底を図る。 ◆計画的な維持管理と運営に努め、経営の健全化を図る。 ◆下水道事業と農業集落排水事業の統合について検討する。

2. 総合管理計画の具体的な取り組み

(1) 総資産量の適正化

①公共建築物

- ◆保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の保有総量の縮減に取り組みます。
- ◆施設の新設が必要不可欠と判断したもののみ整備することとし、その際には、中長期的な総量抑制とライフサイクルコストを十分考慮したうえで行います。
- ◆更新を予定していない施設が、点検・診断等により危険性が高いと判断された場合や、老朽化により現在使用しておらず、今後も使用見込みのない施設については、優先的に予算措置を行い撤去することを検討します。
- ◆施設の廃止により生じる跡地については、原則売却します。

②インフラ資産

- ◆インフラに対する整備費のうち、多くの割合を占める道路等の新設及び拡幅工事といった道路改良に関する経費については、住民の安全上必要なものを除き、優先順位をつけながら、極力抑制することに努めます。
- ◆必要な整備については、中長期的な視点を見据えた計画的な実施を検討します。

(2) 長寿命化の推進

①公共建築物

- ◆長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理（計画保全）を推進することで、施設を安全に長持ちさせるとともに、ライフサイクルコストを削減します。
- ◆建替え更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。
- ◆耐震化未適合施設については、本計画の方針に沿って当該施設の必要性を判断したうえで、存続と判断された施設については、耐震化率向上を目指し、計画的・効果的な整備実施を図ります。

②インフラ資産

- ◆道路（舗装など）、橋梁、上下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ◆ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

(3) 民間活力の導入

①公共建築物

- ◆官民の役割分担を明確にし、PPP/PFI等の手法を用い、民間活力を施設の整備や管理を積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。
- ◆公の施設で、町が保有し続ける必要が少ないと判断された施設については、総量縮減に向けて取り組むこととし、民間の活力を生かした機能の維持・向上を期待できるものについては、民間等への譲渡等についても視野に入れ検討します。

②インフラ資産

- ◆新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を検討します。
- ◆PPP／PFI等の手法を用い、民間活力を用いた施設整備や管理の導入について検討します。
- ◆包括的民間委託発注等の効率的な契約方法の検討を行います。

3. 総合管理計画の実行

(1) 公共建築物

①方向性の検討

施設分類別に利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性を加味し、各分類の長期的な施設整備の方向性を示します。

②現状把握

「施設カルテ〔町が保有している公共施設ごとに、施設基本情報（施設名称、所管課、所在地、延床面積など）、供給情報（利用状況など）、財務情報（歳出、歳入など）などに関する情報をまとめたもの〕」により、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、総務課において集約することで公共施設等の一元管理を図り、その情報を全庁で共有します。

③施設評価の実施

「施設カルテ」をもとに、利用度、維持管理コスト、老朽度など、定量的な視点での評価、住民意見等を踏まえた評価を行い、「継続」、「改善」、「用途廃止」、「施設廃止」等の個別施設の評価・判定を行います。

④個別施設評価に基づく実行

「継続」、「改善」、「用途廃止」、「施設廃止」等の評価結果に基づき、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に沿った取り組みを実行していきます。

(2) インフラ資産

①方向性の検討

上下水道、橋梁等といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた、本計画に基づく個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握

定期的な点検により劣化状況等を把握し、評価するとともにデータの蓄積を行います。

③更新・補修の実施

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施します。

④取り組みの見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

4. 実行体制の整備

(1) 推進体制

総合管理計画にあたっては、総資産量を把握し、全体を一元的に管理しながら、総合的かつ計画的に取り組むため、事業担当部署との情報共有、調整しながら方針の改定や目標の見直しを行います。

また、公共施設マネジメントの実施は、技術的な検証が重要であることから関係団体との連携等により、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施できる仕組みについて検討していきます。

(2) 庁内の連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

(3) フォローアップ

- ◆総合管理計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行うと共に、町の「総合計画」見直しに合わせ進捗状況の評価を実施し見直します。
- ◆公共施設マネジメントを実行していくためには、職員が公共施設の現状や公共施設マネジメントの導入意義等を十分理解し、これまでの対処療法的な維持管理から、経営的視点に立った計画的な維持管理への方向転換を図るとともに、職員自らが創意工夫をしていくことが重要です。そのため、研修会等を通じて意識啓発に努め、施設経営のあり方やコスト意識の向上に努めていきます。
- ◆公共施設の適正化の検討にあたっては、議会や住民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共通化を図ります。

南木曾町役場 総務課 管理財政係

〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1
TEL : 0264-57-2001 FAX : 0264-57-2270
E-mail : soumu@town.nagiso.nagano.jp